

事務連絡
令和3年8月10日

各都道府県教育委員会高等学校担当課
各指定都市教育委員会高等学校担当課
各都道府県私立高等学校担当課
附属高等学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

令和3年度全国高等学校教育改革研究協議会の開催について

高等学校教育改革の推進を図るため、標記研究協議会を下記のとおり開催する予定としていますので、御案内いたします。また、各都道府県教育委員会高等学校担当課におかれては、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を設置する指定都市以外の市町村教育委員会に情報共有いただくよう御願いたします。

なお、同研究協議会に関する参加申込みや詳細な日程表等については、後日、御連絡いたします。

記

1 趣 旨

高等学校教育改革等に関する情報交換等を行い、もって各高等学校における高等学校教育の質の確保・向上や改革の推進の参考とするもの。

2 日 時

令和3年11月25日（木）13:00～16:30（予定）

3 場 所

オンライン開催

4 参加対象者（予定）

（1）都道府県教育委員会

ア 都道府県教育委員会の高等学校担当者、都道府県立高等学校の教職員、都道府県立高等学校と連携・協働する関係者

イ 高等学校を設置する市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）の高等学校担当者、市町村立高等学校の教職員、市町村立高等学校と連携・協働する関係者

- (2) 指定都市教育委員会
高等学校を設置する指定都市教育委員会の高等学校担当者、指定都市立高等学校の教職員、指定都市立高等学校と連携・協働する関係者
- (3) 都道府県知事部局
都道府県知事部局の私立高等学校担当者、私立高等学校の教職員、私立高等学校と連携・協働する関係者
- (4) 学校設置会社を所轄する認定地方公共団体
認定地方公共団体の私立高等学校担当者、私立高等学校の教職員、私立高等学校と連携・協働する関係者
- (5) 国公立大学法人
国公立大学附属高等学校の教職員、国立大学附属高等学校と連携・協働する関係者

【参考】

- ・ 令和 2 年度全国高等学校教育改革研究協議会

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/sesaku/1421999_00004.htm

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付

原田、金城

T E L : 03-5253-4111 (内線 3482)

MAIL : koukou@mext.go.jp